

岐阜県公報

目 次

規 則

○岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

ページ
一

号 外 (一) 令 和 元 年 七 月二十九日

規 則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年七月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十八号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中、「健康福祉部」を削る。

第二十四条の表総務部の部次長（情報化推進担当）の項中「各部」を「各部等」に改め、同表健康福祉部の部を次のように改める。

健康福祉部	
次長（医療担当）	一人
次長（福祉担当）	一人
上司の命を受け、医療その他特に命ぜられた事務について、各部等との総合的な調整を行い、これを総括的に処理する。	
上司の命を受け、福祉（子ども・女性局の所掌に属するものを除く）その他特に命ぜられた事務を総括的に処理する。	

附 則

岐阜県公報 号外 毎週

（火曜日）
（金曜日）

発行

（休日にあたる）
（ときは翌日）

令和元年七月二十九日

この規則は、公布の日から施行する。

令和元年七月二十九日発行

発 行 者
発 行 所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐 阜 県 庁

編 集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁 岐阜文芸社